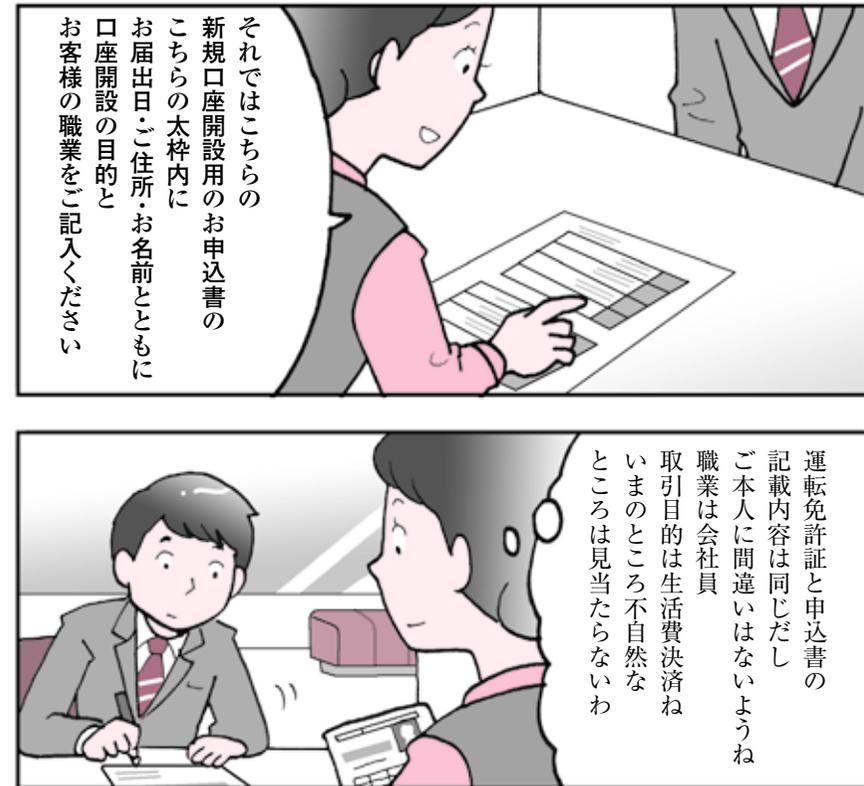
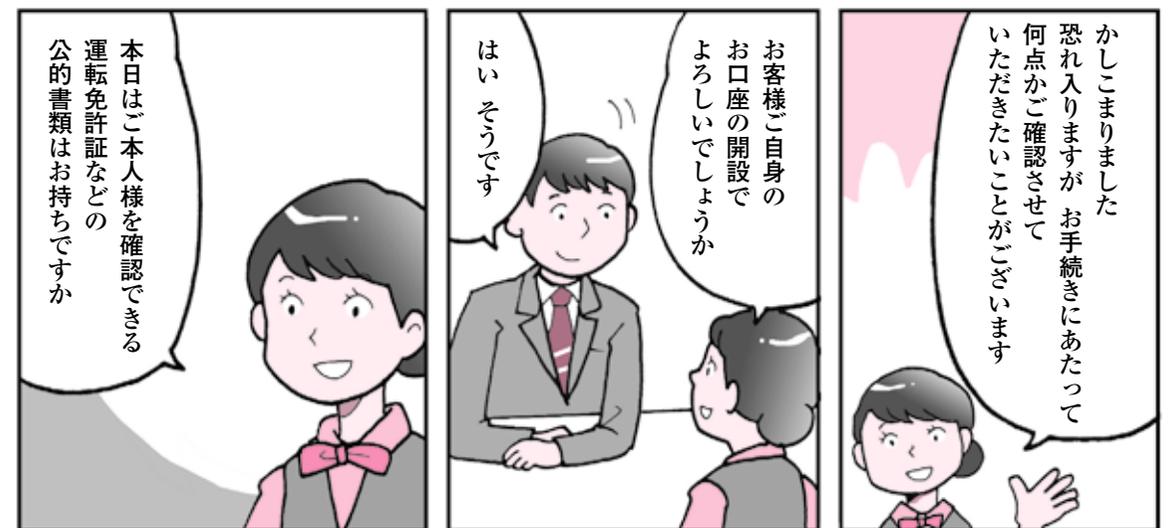
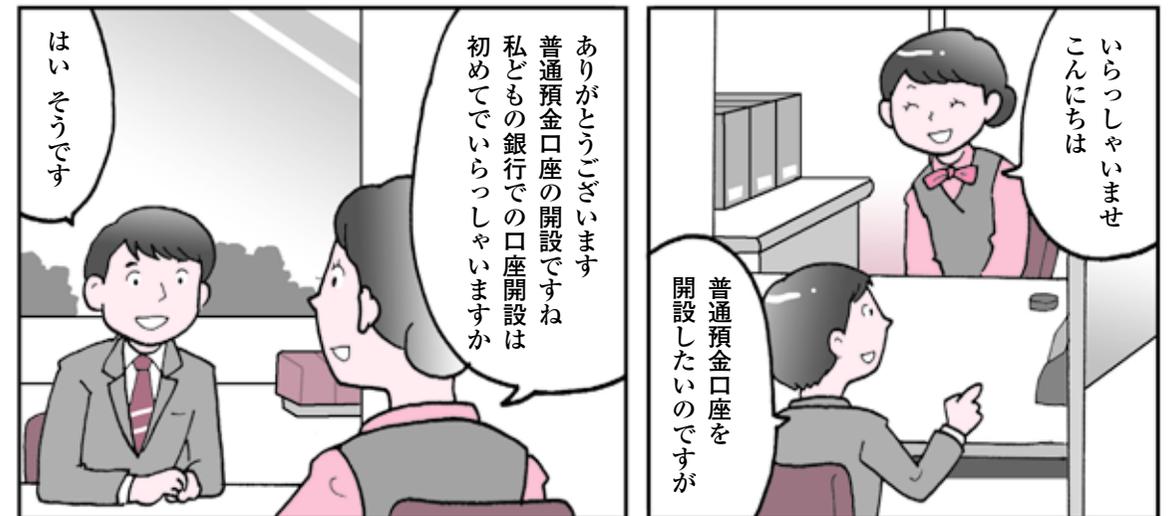


マンガ 口座開設時の受付対応はこう行おう

ここでは、口座開設時の受付対応の例をマンガで紹介し、確認や対応のポイントを解説します。

伊藤 玲 (地域金融アナリスト&コンサルタント)

①取引時確認



取引時確認については、個人（自然人）との対面取引の場合、本人確認書類の提示を求め氏名・住所・生年月日（本人特定事項）を確認します。合わせて、取引を行う目的・職業の記入または申告も求めます。

提出された本人確認書類が、顔写真付きの公的証明書であれば、それ単体で確認可能です。顔写真付きでない公的証明書の場合は、他の顔写真付きでない公的証明書や公共料金領収書の追加提示などが必要となります。

有効期限がある公的証明書は有効期限内のもの、有効期限がない公的証明書は6ヵ月以内に作成されたものに限られます。また、公共料金領収書等は、本人名義だけが認められています。配偶者や親子など同居親族を含め、本人以外の他者名義では取り扱えないことに注意しましょう。

取引担当者の確認を行う

一方、法人との対面取引の場合、法人の本人確認書類の提示を求めて、名称・本店または主たる事務所の所在地を確認します。合わせて、定款やその他事業内容が分かる書類の提示を求めて事業内容を確認し、申告を求めて取引を行う目的・実質的支配者を確認します。また、取引担当者の本人特定事項の確認と、取引担当者が取引の任にあたっていることの確認で足りません。

上場会社の場合は、名称・本店または主たる事務所の所在地・事業内容・取引を行う目的・実質的支配者の確認は不要で、取引担当者の本人特定事項の確認と、取引担当者が取引の任にあたっていることの確認で足りません。

取引時確認の際には、不審な点がないかどうか留意することが必要です。また、取引時確認の内容は確認記録として残します。